

産科・救急医療体制の早期整備を求める意見書

少子化と言われる中でも毎年100万人を超える新生児が誕生している。本市でも平成18年度には、1,412人の新しい命が生まれている。ところが、救急車が患者の搬送先を見つけられず死産したり、妊婦が死亡するなどの痛ましい事故が後を絶たない。

10月末、総務省消防庁・厚生労働省が発表した初の妊婦救急搬送実態調査でも事態の深刻さが示されている。照会1回で92%が搬送されている一方、照会5回以上が220件、うち10回以上45件、現場滞在時間も60分以上90分未満84件、90分以上21件など、緊急事態に対応できていない。受け入れ困難の理由は96%が処置困難、患者に対応中、医師不足など、多くが医療体制の問題である。

事態の根底にあるのは世界でも異常な医師不足である。日本の医師数は人口10万人当たり200人、OECD（経済協力開発機構）加盟30カ国平均の310人を大きく下回り、27位である。各国が医師養成を進める中、2020年には最下位になるおそれも指摘されている。

産科医は1994年から2004年の10年間に7%減少している。また、産婦人科のある病院は1996年から2005年に28.7%も減少、中でも国立病院産婦人科の減少は35%と突出している。安心して出産できる条件整備のためには、政府が進めている医師抑制政策を転換し、勤務時間・当直回数の規制・当直明けの休みの保障、女性医師の産休・育児休業取得の保障、夜間・病児保育所の設置などの条件を早急に整備することを初め、医師確保に計画的に取り組むことを要望する。

また、出産事故訴訟の対応として、客観的に原因を究明する第三者機関、無過失補償制度の創設も必要である。

福田首相は所信表明演説で、産婦人科の「救急医療の充実」を明らかにした。産科の在宅輪番制、救急車へのドクターの配置、広範囲搬送情報システムなどあらゆる手だてを積極的にとることが求められている。

よって、本市議会は、政府に対し、安心して出産できる条件整備として、産科・救急医療体制の早期実現を国の責任で早急に行うことを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司